

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月28日
【発行者名】	コンフォリア・レジデンシャル投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 遠又 寛行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番3号
【事務連絡者氏名】	東急不動産コンフォリア投信株式会社 取締役財務部長 柏木 信英
【電話番号】	03 - 6415 - 6200
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資証券に係る投資 法人の名称】	コンフォリア・レジデンシャル投資法人
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資証券の形態及び 金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 9,935,668,325円 売出価額の総額：引受人の買取引受けによる売出し 15,290,000,000円 オーバーアロットメントによる売出し 1,795,200,000円
	(注) 今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本投資法人は、平成25年1月28日開催の役員会において発行価格及び売出価格等を決定しましたので、平成25年1月7日付で提出した有価証券届出書及び平成25年1月21日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (14) 手取金の使途
- (15) その他
 - ① 引受け等の概要

2 売出内国投資証券（引受人の買取引受けによる売出し）

- (3) 売出数
- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格
- (15) その他
 - ① 引受け等の概要

3 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (3) 売出数
- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格

第4 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

(3)【発行数】

<訂正前>

18,691口

(注) 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、みずほ証券株式会社が、本投資法人の投資主である東急不動産株式会社から3,264口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの内容については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項／1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

<訂正後>

18,691口

(注) 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、みずほ証券株式会社が、本投資法人の投資主である東急不動産株式会社から借り入れる本投資口3,264口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

オーバーアロットメントによる売出しの内容については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項／1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

9,845,334,722円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他／①引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

9,935,668,325円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他／①引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。

(5)【発行価格】

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第1210条に規定するブック・ビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定します。

(注2) 発行価格の仮条件は、540,000円以上550,000円以下の価格とします。当該仮条件は、本投資法人が取得を予定している資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資口の価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し、公正な価額と評価し得る範囲内で決定しました。

(注3) 投資家は、本投資口の買付けの申込み在先立ち、平成25年1月22日（火）から平成25年1月25日（金）までの間、引受人に対して、上記仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。引受人は、本投資口が市場において適正な評価を受けることを目的に、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等を中心に当該仮条件に基づく需要の申告の受付を行う予定です。なお、当該需要の申告は、変更又は撤回することが可能です。

(注4) 発行価格及び発行価額（引受価額）は、上記仮条件による需要状況、上場（売買開始）日（後記「(15) その他／②申込みの方法等／(ホ)」をご参照ください。）までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年1月28日（月）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に、決定する予定です。

(注5) 後記「(15) その他／①引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

<訂正後>

1口当たり550,000円

(注1) 発行価格は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第1210条に規定するブック・ビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定しました。

(注2) 一般募集における発行価格及び引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の決定に当たっては、発行価格及び売出価格の仮条件（540,000円以上550,000円以下）に基づいて、機関投資家等を中心にブック・ビルディングを実施しました。

当該ブック・ビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要投資口数は、募集投資口数、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出投資口数及びオーバーアロットメントによる売出しにおける売出投資口数の上限を十分に上回る状況にあったこと

②申告された総需要件数が多かったこと

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に多く分布していたこと

の3点が特徴でした。

上記ブック・ビルディングの結果、募集投資口数、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出投資口数及びオーバーアロットメントによる売出しにおける売出投資口数以上の需要が見込まれる価格であり、かつ、上場時に必要な投資主数の充足、不動産投資信託証券市場を含むマーケット環境及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、発行価格及び売出価格を1口当たり550,000円と決定しました。

なお、発行価額（引受価額）は1口当たり531,575円と決定しました。

(注3) 後記「(15) その他／①引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

(注3) 及び(注4)の全文削除並びに(注5)の番号変更

(14) 【手取金の使途】

<訂正前>

本書に従って行われる一般募集における手取金9,845,334,722円については、後記「第二部 ファンド情報／第1 ファンドの状況／2 投資方針／(2) 投資対象／③取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の取得予定資産5物件（物件番号49乃至53）の取得資金の一部及び取得済資産6物件（物件番号43乃至48）の取得のための短期借入金50億円の返済の一部に充当します。

(注) 上記の手取金は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

本書に従って行われる一般募集における手取金9,935,668,325円については、後記「第二部 ファンド情報／第1 ファンドの状況／2 投資方針／(2) 投資対象／③取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の取得予定資産5物件（物件番号49乃至53）の取得資金の一部及び取得済資産6物件（物件番号43乃至48）の取得のための短期借入金50億円の返済の一部に充当します。

(注)の全文削除

(15) 【その他】

① 引受け等の概要

<訂正前>

以下に記載する引受人は、発行価格等決定日に決定される発行価額（引受価額）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込み、発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	
合計		18,691口

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している東急不動産コンフォリア投信株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。引受人は、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として一般募集に関する事務を行います。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に本投資口の販売を委託することがあります。

(注3) みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社を、以下「共同主幹事会社」と総称します。

(注4) 各引受人の引受投資口数は、発行価格等決定日に決定します。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、平成25年1月28日（月）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額（引受価額）（1口当たり531,575円）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）（1口当たり550,000円）で募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込み、発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金（1口当たり18,425円）とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	12,149口
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,804口
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,869口
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,121口
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	561口
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	187口
合計		18,691口

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している東急不動産コンフォリア投信株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。引受人は、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として一般募集に関する事務を行います。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に本投資口の販売を委託することがあります。

(注3) みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社を、以下「共同主幹事会社」と総称します。

(注4) の全文削除

2【売出内国投資証券（引受人の買取引受けによる売出し）】

(3)【売出数】

<訂正前>

(前略)

(注) 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、みずほ証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注) 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、みずほ証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行います。

(後略)

(4)【売出価額の総額】

<訂正前>

15,151,000,000円

(注) 上記の売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

15,290,000,000円

(注) の全文削除

(5)【売出価格】

<訂正前>

未定

(注1) 売出価格の決定方法は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）／（5）発行価格」の（注1）及び（注2）に記載の発行価格の決定方法と同じとします。

(注2) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）／（5）発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

(注3) 引受価額は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）／（5）発行価格」の（注4）に記載の発行価額と同一の価格とします。

(注4) 後記「(15) その他／①引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格の総額と引受価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

(注5) 一般募集が中止された場合には、引受人の買取引受けによる売出しも中止いたします。

<訂正後>

1口当たり550,000円

(注1) 売出価格の決定方法は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）／（5）発行価格」の（注1）及び（注2）をご参照下さい。

(注2) 引受価額は、1口当たり531,575円と決定しました。

(注3) 後記「(15) その他／①引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格の総額と引受価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

(注4) 一般募集が中止された場合には、引受人の買取引受けによる売出しも中止いたします。

(注2) の全文削除及び（注3）乃至（注5）の番号変更

(15) 【その他】

① 引受け等の概要

<訂正前>

以下に記載する引受人は、発行価格等決定日に決定される引受価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格（発行価格と同一の価格））で売出しを行います。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、売出価格の総額と引受価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	
合計		27,800口

(注1) 売出人、本投資法人及び本資産運用会社は、発行価格等決定日に引受人との間で投資口売出し引受契約を締結します。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に引受人の買取引受けによる売出しの対象となる本投資口の販売を委託することがあります。

(注3) 各引受人の買取引受けによる売出しにおける引受投資口数は、発行価格等決定日に決定します。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、発行価格等決定日に決定された引受価額（1口当たり531,575円）にて本投資口の買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）（1口当たり550,000円）で売出しを行います。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、売出価格の総額と引受価額の総額との差額は、引受人の手取金（1口当たり18,425円）とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	18,070口
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,170口
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,780口
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,668口
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	834口
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	278口
合計		27,800口

(注1) 売出人、本投資法人及び本資産運用会社は、発行価格等決定日に引受人との間で投資口売出し引受契約を締結します。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に引受人の買取引受けによる売出しの対象となる本投資口の販売を委託することがあります。

(注3) の全文削除

3 【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(3) 【売出数】

<訂正前>

3,264口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに当たり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である東急不動産株式会社から3,264口を上限として借り入れる本投資口の売出しです。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項につきましては、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項/1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

<訂正後>

3,264口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに当たり、その需要状況等を勘案した結果、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である東急不動産株式会社から借り入れる本投資口3,264口の売出しです。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項につきましては、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項/1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(4) 【売出価額の総額】

<訂正前>

1,778,880,000円

(注) 上記の売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

1,795,200,000円

(注) の全文削除

(5) 【売出価格】

<訂正前>

未定

(注1) 売出価格は、前記「2 売出内国投資証券（引受人の買取引受けによる売出し）/（5）売出価格」に記載の売出価格と同一の価格とします。

(注2) 一般募集が中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

<訂正後>

1口当たり550,000円

(注) 一般募集が中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

(注1) の全文削除及び(注2)の番号削除

第4 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

- (1) 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である東急不動産株式会社から3,264口を上限として借り入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しと併せて「本募集等」と総称します。）を行う場合があります。オー

バーアロットメントによる売出しの売出数は、売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

(後略)

<訂正後>

- (1) 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である東急不動産株式会社から借り入れる本投資口3,264口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しと併せて「本募集等」と総称します。）を行います。

(後略)